

現在お持ちの
資格確認書、
負担割合証、
限度額適用認定証などの
有効期限は

7月31日

資格確認書などの郵送と 保険税(料)のお知らせ

産前産後期間相当分の国保税の減額

松前町の国民健康保険加入者で、出産予定か出産した人を対象に軽減を受けることができます。

- ▶対象者 妊娠85日(4カ月)以上で出産する人
 - ※ 死産、流産、早産や人工妊娠中絶の場合も含む。
- ▶減額内容 所得割額と均等割額を減額
- ▶減額期間 出産予定日(出産日)の前月から翌々までの4カ月間。多胎妊娠の場合は、出産予定日(または出産月)の3カ月前から6カ月相当分。

単胎の方	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定日	1ヶ月前	2ヶ月前	3ヶ月前
多胎の方				出産予定日			

- ▶申請方法 出産予定日の6カ月前から届け出ができます(出産後の届け出も可)。母子健康手帳などを持参し、税務課町民税係か保険課医療保険係にお越しください。
 - ※ 出産後に届け出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要。

☎税務課町民税係 ☎985-4110
保険課医療保険係 ☎985-4107

限度額適用認定証などの更新

引き続き適用を希望する場合は、保険課医療保険係窓口で申請してください。新たに申請する場合も同様です。

なお、マイナ保険証で医療機関などを受診する場合は申請は不要です。ただし、長期入院に該当する場合は窓口で申請してください。

- ▶認定証の種類
 - ・限度額適用認定証
 - ・食事療養費標準負担額減額認定証
 - ・限度額適用・標準負担額減額認定証

- ▶対象者 松前町の国民健康保険に加入し、国民健康保険税を滞納していない人
- ▶持参物 新しい資格確認書、マイナンバーが確認できるもの、窓口に来る人の身分証明書(運転免許証など)



☎保険課医療保険係 ☎985-4107

税率・税額・限度額改定

国保の運営に必要な歳出を賄うため、令和8年度の税率・税額・限度額を下のとおり改定しました。()内は、7年度の税率・税額・限度額

	医療分	支援金分	介護分	子ども分
所得割率 (%)	7.96 (8.4)	2.94 (3.0)	2.78 (2.9)	0.23
均等割額 (円)	28,200 (26,800)	10,100 (9,400)	10,300 (9,500)	1,080
均等割額加算額 (18歳以上) (円)	—	—	—	30
平等割額 (円)	19,600 (19,000)	6,900 (6,500)	5,100 (4,700)	700
賦課限度額 (円)	67万 (66万)	26万 (26万)	17万 (17万)	3万

- ※ 均等割額は1人当たり、平等割額は1世帯当たりの金額です。
- ※ 子ども・子育て支援制度の創設に伴い「子ども・子育て支援金分(子ども分)」が追加されます。
- ※ 子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日以前である人)は、均等割額(子ども分)の1,080円は全額軽減されます。

☎税務課町民税係 ☎985-4110

非自発的失業者への国保税の軽減

倒産・解雇など自ら望まず離職した非自発的失業者の国保税を、申請により一定期間軽減します。

- ▶対象者 失業時点で65歳未満の人で、倒産・解雇などによる離職(①特定受給資格者)か雇止めなどによる離職(②特定理由離職者)で雇用保険受給資格者証か雇用保険受給資格通知の「離職理由」欄のコードが下の
 - ①特定受給資格者 11、12、21、22、31、32
 - ②特定理由離職者 23、33、34
- ▶軽減内容 対象者の令和7年の給与所得を100分の30として国保税を算定(給与以外の所得は対象外)
- ▶軽減期間 失業日か
 - ・令和7年3月31日～8年3月30日→9年3月まで
 - ・令和8年3月31日～9年3月30日→10年3月まで
- ▶申請方法 雇用保険受給資格者証か雇用保険受給資格通知を持参し、税務課町民税係か保険課医療保険係にお越しください。

☎税務課町民税係 ☎985-4110

1 国民健康保険に加入している皆さんへ

資格情報のお知らせ・ 資格確認書の郵送

8月1日からの資格情報のお知らせ(※1)か資格確認書(※2)を、7月中旬に世帯主宛に世帯員分を普通郵便で郵送します。

- マイナ保険証(※3)の登録がある人には、資格情報のお知らせを郵送します。
- マイナ保険証の登録がない人には、資格確認書を郵送します。



- ※ 69歳以下で既に資格情報のお知らせを持っている人には郵送されません。紛失した場合は、保険課医療保険係窓口で再発行の手続きをしてください。

資格情報のお知らせ(※1)

マイナ保険証の保有者が資格情報などを簡単に把握できるように交付する通知書です。医療機関などの窓口でマイナ保険証が利用できない場合にマイナ保険証と一緒に提示します。

- 【69歳以下の人】有効期限の記載がないので、更新(郵送)はありません。
- 【70歳以上の人】負担割合(2割か3割)が記載されたものを毎年7月に郵送します。
 - ※ 資格情報のお知らせのみでは受診できません。

資格確認書(※2)

従来の保険証と同様のカードサイズで、医療機関などの窓口に表示することで受診できます。有効期限は、最長1年間です。

マイナ保険証(※3)

健康保険証の利用登録をしているマイナナンバーカードです。医療機関などを受診の際は、窓口にある顔認証付きカードリーダーにマイナ保険証を置いて、顔認証が4桁の暗証番号を入力します。

- ※ マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れていないか注意してください。

マイナ保険証利用登録の確認方法

スマートフォンなどで「マイナポータル」からログインし、トップ画面の「証明書」にある「健康保険証」から確認できます。スマートフォンを持っていない場合は、保険課医療保険係窓口にあるタブレットから確認できます。確認には、マイナナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です。

☎保険課医療保険係 ☎985-4107

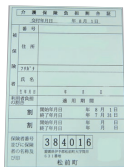
※ 国民健康保険以外の保険に加入されている人は、各保険者へお問い合わせください。

4 介護保険を利用している皆さんへ

負担割合証の更新

8月1日現在で「要介護」「要支援」「事業対象者」の認定を受けている利用者には、7月中旬に新しい負担割合証(水色)を送付します。負担割合(1割・2割・3割)は、令和7年中の所得に応じて決まります。

負担割合証は、介護保険被保険者証(オレンジ色)と一緒に保管して、サービスを利用するときに事業所に提示してください。



▶適用期間 8月1日～令和9年7月31日まで

※ 世帯構成の変更や所得の更正があった場合は、上の適用期間中でも負担割合が変更となる場合があります。

☎ 保険課介護保険係 ☎ 985-4115

社会福祉法人による利用者負担軽減

町が認めた低所得の利用者に対し、社会福祉法人が提供する介護サービスの利用料を軽減します。

▶対象者 生活保護受給者が下の全てを満たす人

- ①住民税非課税世帯
- ②年間収入が単身世帯で150万円(世帯員一人ごとに50万円加算)以下
- ③預貯金などの額が単身世帯で350万円(世帯員一人ごとに100万円加算)以下
- ④資産がない(日常生活のために必要なものは除く)
- ⑤負担能力のある親族などに扶養されていない
- ⑥介護保険料を滞納していない

▶対象サービス

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームなど(一部を除き介護予防と地域密着型サービスを含む)

▶申請方法

町ホームページや保険課介護保険係窓口にある申請書と収入申告書、全ての世帯員の預貯金通帳の写しなどを持参して、申請をしてください。

☎ 保険課介護保険係 ☎ 985-4115

難しくて分からない時は
問い合わせしてみよう



負担限度額認定証の更新

低所得の利用者の負担を軽減するため、介護保険施設に入所・短期入所した場合の食費や居住(滞在)費は、所得などに応じて限度額を定め、認定証(黄色)を発行しています。

▶対象者 下の全てを満たす人

- ①世帯全員が住民税非課税であること(世帯分離の配偶者を含む)
- ②利用者とその配偶者の負債額を控除した資産(現金・預貯金、運用投資信託、有価証券など)の合計が一定額以下であること

▶既に認定証を持っている人

入所施設や担当ケアマネジャーに更新案内を送っています。引き続き認定証が必要な人は、手続きをしてください。

▶新たに認定証の交付を受けたい人

町ホームページや窓口にある申請書と、利用者本人・配偶者(該当者だけ)名義の預貯金通帳の写しなどを持参して、窓口で申請をしてください。

☎ 保険課介護保険係 ☎ 985-4115

2 65歳以上の皆さんへ

介護保険第1号被保険者

介護保険料額決定通知書の送付

令和8年度の介護保険料額決定通知書を、7月中旬に郵送します。

保険料は、本人の令和7年中の収入、所得や世帯の町民税の課税状況に応じて13段階に分かれています。詳細は、通知書に同封する「介護保険料の決定方法」を確認してください。

※ 令和8年度の算定は、令和7年度税制改正前の給与と所得控除額を用いて計算します。

保険料額・納付方法を
必ず確認しましょう!



☎ 保険課保険料係 ☎ 985-4227

3 75歳以上の皆さんへ

後期高齢者医療被保険者

資格確認書・ 資格情報のお知らせの郵送

8月1日からの資格確認書(※2)か資格情報のお知らせ(※1)を7月中旬に被保険者ごとに普通郵便で郵送します。

※ (※1)(※2)は14ページをご覧ください。

- 85歳以上の人には、マイナ保険証の利用登録状況にかかわらず、資格確認書を郵送します。
- 84歳以下の方は、マイナ保険証の利用状況に応じて、資格確認書が資格情報のお知らせを郵送します。
 - ・利用していない人には資格確認書を郵送
 - ・普段から利用している人には資格情報のお知らせを郵送

普段からマイナ保険証を利用している人とは、下の①②を満たす人です。

- ①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している人
- ②おおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用している人

☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

保険料額決定通知書の送付

令和8年度の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。

保険料は、「医療分」と「子ども・子育て支援納付金分」で構成され、1人1人に等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

詳細は、資格確認書などに同封する「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

☎ 保険課保険料係 ☎ 985-4227

自己負担限度額の確認について

高額療養費の自己負担限度額(適用区分)は、マイナ保険証をご利用いただくことで、医療機関などでスムーズに確認することができます。

資格確認書に適用区分の記載がない人で、記載を希望する場合は、保険課医療保険係窓口での申請により追記することができます。

- ▶対象者 愛媛県後期高齢者医療制度に加入している人
- ▶持参物 新しい資格確認書、マイナンバーが確認できるもの、窓口に来る人の身分証明書(運転免許証など)

☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107